

千葉県スポーツ関係団体事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市におけるスポーツ活動の推進を図るため、スポーツ関係団体が行うスポーツに関する事業に要する経費について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき当該スポーツ関係団体に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ関係団体 学校の教育課程で行われる体育活動を除き、主として青少年及び成人に対して組織的なスポーツ・レクリエーション活動を行う団体で、市長が適当と認めたものをいう。
- (2) 補助事業 スポーツ関係団体の行うスポーツに関する事業で別表に掲げるものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業等については、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、事業開始前に千葉県スポーツ関係団体事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書及び収支予算書（様式第1号別紙）その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認をうけること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認をうけること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(5) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市スポーツ関係団体事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更等の承認申請書)

第7条 第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市スポーツ関係団体事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第12条の規定により実績報告しようとするときは、事業終了後14日以内に千葉市スポーツ関係団体事業実績報告書(様式第4号)に補助事業の成果を証する書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市スポーツ関係団体事業補助金額確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市スポーツ関係団体事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市スポーツ関係団体事業補助金一括(分割)事前請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市スポーツ関係団体事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市スポーツ関係団体事業補助金返還命令書(様式第9号)によるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

「千葉市スポーツ関係団体事業補助金交付要綱」別表

補助事業名	対象経費	補助率
1 千葉国際クロスカントリー大会補助金	千葉国際クロスカントリー大会開催に関わる経費 外国選手招聘費、旅費、保険料、会場設営費、謝金、警備費、印刷製本費、情報処理費、食料費、主管料、強化費、消耗品費、検査料、雑費	対象経費に充てるべきその他の収入額を控除した額の10分の10以下
2 市スポーツ振興会連絡協議会活動補助金	市スポーツ振興会連絡協議会活動に関する経費 会議費、大会・研修費、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑費	対象経費に充てるべきその他の収入額を控除した額の10分の10以下
3 市スポーツ関係団体創立記念事業補助金	市スポーツ関係団体創立記念事業に関する経費 報償費、消耗品費、印刷製本費、食料費、会議費 使用料及び賃借料、通信運搬費、雑費	対象経費に充てるべきその他の収入額を控除した額の10分の10以下
4 日中友好交流都市卓球交歓大会派遣事業補助金	市卓球協会の主催する日中友好交流都市卓球交歓大会派遣事業に関する経費 報償費、旅費、分担金	対象経費に充てるべきその他の収入額を控除した額の10分の10以下